

【山下非口語体判決の例】S15-17 obi#208-211 yamashita

簿冊表紙の表記:

『自昭和十五年一月至昭和十七年十二月 飢肥區裁判所 通常訴訟事件 裁判原本 (ハ)(ヘ)保存 始期 昭和十八年一月 終期 永年』

郵便紙: 「裁判用紙 裁判所」青

※資料のテキスト化にあたっては、可能な限り原文に忠実な字体を用いた。コンピュータ上での入力が可能で、字体は、適宜新字体に改めた。プライバシーへの配慮から、原告はX、被告はY、その他当事者の人物名はA等の記号で表し、住所の一部は■とした。◇内は原文における補筆・見せ消し箇所として書かれた語句。見せ消し箇所は語句の上に縦一本線を付した。□内は永澤による注記等。

二〇八丁右

〔欄外の印(昭和十六年六月二十四日判決言渡、昭和十六年六月二十四日原本交付、裁判所書記印(岡島)〕

〔印(昭和十六年六月二十六日送達、昭和十七年七月十一日確定、裁判所書記 森昌治印(森)〕

判決

宮崎郡 ■村 ■番地

原告 X

南那珂町 ■町

被告 Y

右當事者間ノ昭和十六年(ハ)第三三號勞務賃金請求「求」字手書事件ニ付「付」字手書當裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

原告ノ請求ハ之ヲ棄却ス

訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

事實

二〇八丁左

原告ハ被告ハ原告ニ對シ金三百七十一圓三十四錢ヲ支拂フヘシ訴訟費用ハ被告

ノ負擔トストノ判決ヲ求「求」字手書メ其ノ請求ノ原因トシテ原告ハ昭和十五年五月十日

頃被告トノ間ニ於テ被告所有ニ係ル宮崎郡 ■村 ■山「山」字手書林内ニ伐採シ

アリタル杉、松丸太、並杉、松辨甲ヲ一肩金三十五錢ノ割合ヲ以テ杉、松辨甲

ハ昭和十五年六月末日限り杉、松丸太ハ同年十二月限り搬出スルコト「ママ」シ其ノ

勞務賃金ハ搬出行爲完了ト同時ニ之ガ支拂ヲ受クヘキ定メニテ契約ヲ締結シタ

ルニヨリ原告ハ前記期間「間」字手書内ニ一萬六十肩九十九ノ杉、松丸太並杉松辨甲ノ搬出

ヲ完了シタルガ被告ハ杉、松丸太ニ付「付」字手書テハ九千肩分ノ賃金ヲ支拂ヲ爲サ「ママ」ル

ニヨ

リ原告ハ本訴請求「求」字手書ニ及ヒタリト陳述シ被告ノ答辯ニ對シ原告ハ被告主張ノ如キ

金額ヲ訴外Aノ手ヲ通シテ受領シタル事實ハ之ヲ認ムト述ヘ立證トシテ

甲第一號證乃至第三號證ヲ提出シ證人トシテAノ訊問ヲ求「求」字手書メ乙第一號證

二〇九丁右

第二號證ノ成立ヲ認メタリ

被告ハ主文第一項圍印(判事山下辰夫)「同旨ノ判決ヲ求」「求」字手書メ答辯トシテ原被告ハ原

告主張ノ頌其ノ主

張ノ山「山」字手書林内ニ伐採シアリタル杉、松丸太並杉、松辨甲ヲ一肩ニ付金三十五錢ノ

割合ヲ以テ其ノ主張ノ期間「間」字手書内ニ搬出スヘキ契約ヲ締結シタルコトハ之ヲ争ハス

而シテ右契約ハ伐木搬出ノ請負契約ニシテ原告主張ノ山「山」字手書林内ニハ杉丸太約一萬

千百五十肩松丸太約二百五十肩合計約一萬千四百肩伐採シアリタルガ被告ハ原

告ト本件契約ヲ締結シタル當時右伐木ノ内約千五百肩ハ訴外Bニ於テ約五百七十肩ハ訴外Bニ於テ既ニ夫々搬出ヲ完了シ居リタルノミナラス其ノ残存ノ約九千三百三十肩ノ内約三千肩ハ途中迄搬出シアリタルヲ以テ結局搬出ニ着手セサリシ杉、松丸太ハ約六千三百三十肩残存シタルニヨリ其ノ残存ノ分ト前期途中迄搬出シアリタル約三千肩トヲ合計シテ其ノ數量ノ多寡如何ヲ問ハス之ヲ九千肩ト做シ一肩金三十五錢ノ割合ヲ以テ之ガ搬出ノ請負契約ヲ締

結シタルモ「モ」字手書ノナリ其後原告ハ約旨期間「間」字手書内ニ伐木ノ搬出ヲ完了シタルニヨリ被告

ハ原告ニ對シ訴外Aノ手ヲ通シテ杉、松丸太九千肩分金三千五百十圓、杉辨甲二千二百肩分金七百七十圓及松辨甲約八十肩分金二十八圓十九錢以上合計金三千九百四十八圓十九錢ノ金員ヲ支拂ヒ尚右以外ニ禮金トシテ金二百圓ヲ交付「付」字手書シタルモ「モ」字手書ノナリ左スレバ被告ハ約旨ニ從ヒ請負金全部ノ支拂ヲ完了シタル

筋合ナレバ原告ノ本訴請求「求」字手書ニ応スルコト能「能」字手書ハスト陳述シ立證トシテ乙第一號

證第二號證ヲ提出シ甲第一號證第二號證ハ成立ヲ認メ甲第一號證ニ對シ開「開」字手書ハ後日ノ爲一肩ニ付「付」字手書テノ全額ヲ明示スル意味ニ於テ被告ガ乙第一號證ノ要旨ヲ抜書シテ作成シ之ヲ原告ニ交付「付」字手書シ置キタルモ「モ」字手書ノナリト述ヘ甲第三號證ハ不知ヲ以テ答ヘタリ

理由

原告主張ノ口原被告間ニ於テ原告主張ノ被告所有山林内ノ杉、松丸太及同辨

三二〇丁右
甲ヲ一肩付「付」字手書金三十五錢ノ割合ヲ以テ搬出スヘキ契約ヲ締結シ、原告ハ約旨期間「間」字手書

内ニ之ガ搬出ヲ完了シタルコト及原告ハ被告ヨリ訴外Aノ手ヲ通シ杉、松丸太九千肩分トシテ金三千五百十圓杉辨甲二千二百肩分金七百七十圓、松辨甲約八十肩分金二十八圓十九錢及禮金トシテ金二百圓ヲ受領シタルコトハ當事者間ニ於テ爭ナキトコロナリ

本件原被告間「間」字手書ノ契約ガ伐木搬出ノ請負契約ナリシコトハ證人Aノ證言ニ徴シ明カニシテ右認定ヲ覆ス原告ノ證據ナシ而シテ成立ニ爭ナキ乙第一號證

第二號證、甲第一號證、第二號證及證人Aノ證言ヲ彼此綜合スレハ原被告

告ガ昭和間「和」字手書十五年五月十八日訴外A立會ノ下「三」印「判事山下辰夫」被告所有

山「山」字手書林内ニ伐採シアリ

タル杉、松丸太及同辨甲ヲ馬車土場迄搬出スヘキ請負契約ヲ締結シタル際同山「山」字手書

林内ニ伐採シアリタル杉、松丸太約一萬千二百八十肩ノ内約千五百肩ハ訴外C

ニ於テ放木場ニ在リタル約五百七十肩ハ訴外Bニ於テ夫々馬車土

三二〇丁左

場迄既ニ搬出ヲ完了シ居リタルニヨリ畢竟本件請負契約ノ目的トナリタル伐木ハ「ハ」字手書其ノ残存ノ約九千二百十肩位ナリシトコロ其ノ九千二百十肩位ノ内約三千肩ニテハ集材個所タル木場ヨリ馬車土場ニ至ル途中即木馬積場迄搬出「シ」印「判事山下辰夫」アリタルニヨ

リ之ヲ考慮ニ入レ木場ニ残存スル數量ノ如何ヲ問ハス其ノ残存ノ全部ト前記木

慮「印」(判事山下辰夫)「馬積場迄搬出シアリタル約三千肩トヲ一括シテ之ヲ九千肩ト做シ以テ本件請

負契約締結セラレタル事實ヲ肯認シ得ヘク他ニ認定ヲ覆シ原告ノ主張ヲ認容スルニ足ヘル」〔印(判事山下辰夫)〕證據ナシ
然リ而シテ杉、松丸太搬出ノ請負金一肩ニ付「付」字手書金三十五錢ノ割合ナリシコト前被認定ノ如ク當事者間付「間」字手書ニ於テ爭ナク而シテ九千肩ノ請負金合計ハ金三千百五十圓ナルコト計數上明白ナルトコロ原告ハ杉、松丸太搬出ノ請負金三千百五十圓ニ付「付」字手書テハ既ニ被告ヨリ訴外Aノ手ヲ通シテ之ヲ受領シ居ルコト原告ノ自認スルトコロナルヲ以テ結局原告ハ本件請負契約ノ趣旨ニ副フ請負金全部ヲ受領

三二一丁右

シ居ル筋合ナレバ原告ノ本訴請求「求」字手書ハ失當トシテ之ヲ棄却スヘキモ「モ」字手書ノトス

仍テ訴訟費用ノ負擔ニ付「付」字手書民事訴訟法第八十九條ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

飢肥區裁判所

判事 山下辰夫〔印(判事山下辰夫)〕

【山下口語体判決の例①】S15-17 ob1#339-340 yamashita kogo

簿冊表紙の表記:

『自昭和十五年一月至昭和十七年十二月 飢肥區裁判所 通常訴訟事件 裁判原本 (ハ)(ヘ) 保存 始期 昭和十八年一月 終期 永年』

罫紙: 「裁判用紙 裁判所」青

※資料のテキスト化にあたっては、可能な限り原文に忠実な字体を用いた。コンピュータ上での入力が必要な字体は、適宜新字体に改めた。プライベートシーへの配慮から、原告はX、被告はY、その他当事者の人物名はA等の記号で表し、住所の一部は■とした。◇内は原文における補筆・見せ消し箇所に入れ替わるものとして書かれた語句。見せ消し箇所は語句の上に縦一本線を付した。□内は永澤による注記等。

〔三三九丁右〕

〔欄外の印(昭和十七年七月二十八日判決言渡、昭和十七年七月二十八日原本交付、裁判所書記[印(穂積)])

〔印(昭和一七年七月三〇日送達、昭和一七年八月一四日確定、裁判所書記 穂積庄平[印(穂積)])

判決

宮崎縣南那珂郡■町大字■番地

原告 X

鹿兒島縣鹿屋市

被告 Y

右當事者間ノ昭和十七年(ハ)第三〇號賣掛代金請求事件ニツイテ、當裁判所ハ次ノ通り決定スル。

主文

被告ハ原告ニ金九十圓ヲ支拂エ「エ」字手書。

訴訟費用ハ被告ノ負擔トスル。

〔三三九丁左〕

事實及理由

原告ハ主文ト同趣旨ノ判決ヲ求め、其ノ請求ノ原因トシテ、原告ハ元鮮魚仲買業ヲ営ンデキ「キ」字手書タモノデアルガ、其ノ頃デアル昭和十四年一月六日カラ同月二十九日頃迄ノ間數回ニ亘ツテ、被告ニ對シ、金三百三十八圓二十三錢相當ノ「鮪」字手書外數種ノ鮮魚ヲ其ノ代金ハ鮮魚着荷ゴトニ直グ電送スル約束ノ下ニ賣渡シタトコロ、被告ハ昭和十四年二月六日頃カラ同十五年七月三十一日頃迄ノ間數回ニ亘ツテ、右代金ノ内ヘ金二百四八圓〔印(判事山下辰夫)〕十八圓ヲ入レタダケデ、残りノ金九十圓二十三錢ニツイテハ支拂ガナイカラ、原告ハ、被告ニ對シ、右金九十圓二十三錢(ノ内二十三錢)「羨」字ノ實際ノ字体入力不可能〔印(判事山下辰夫)〕ヲ拋棄シテ金九十圓ダケノ支拂ヲ求メル次第アルト述べタ。被告ハ合式ノ呼出ヲ受ケタノニ拘ラズ、本件口頭辯論期日ニ出頭シナイバカリデナク答辯書又ハ準備書面ヲ提出シナイカラ、原告ガ主張スル事實ハ、被告ハ之ヲ爭ハナイデ其ノ事實(ヲ)〔印(判事山下辰夫)〕自白シタモノト看做シ、原告ノ本訴請求ヲ理由ア

〔三四〇丁右〕

ルモノト認め、訴訟費用ノ負擔ニツイテ民事訴訟法第八十九條ヲ適用シテ被告ノ負擔トスル。

ソコデ主文ノ通り判決スル。

飢肥區裁判所

判事 山下辰夫〔印(判事山下辰夫)〕

【山下口語体判決の例②】S15-17 ob:K341-349 yamashita kogo

簿冊表紙の表記：

『自昭和十五年一月至昭和十七年十二月 鉄肥區裁判所 通常訴訟事件 裁判原本 (ハ)(ヘ) 保存 始期 昭和十八年一月 終期 永年』

罫紙：「裁判用紙 裁判所」青

※資料のテキスト化にあたっては、可能な限り原文に忠実な字体を用いた。コンピュータ上での入力が可能ない字体は、適宜新字体に改めた。プライベートへの配慮から、原告はX、被告はY、その他当事者の人物名はA等の記号で表し、住所の一部は■とした。◇内は原文における補筆・見せ消し箇所に入れ替わるとして書かれた語句。見せ消し箇所は語句の上に縦一本線を付した。□内は永澤による注記等。

〔三四一丁右〕

〔欄外の印(昭和十七年八月二十七日判決言渡、昭和十七年八月二十七日原本交付、裁判所書記(印(森)))〕

〔印(昭和十七年八月廿一日送達、昭和十七年九月十五日確定、裁判所書記 森昌治(印(森)))〕

判決

熊本市 ■ 町 ■ 番地

原告 X

右訴訟代理人辯護士

藪 喜熊

宮崎縣南那珂郡 ■ 町 ■ 番地

被告 Y

宮崎市 ■ 丁目 ■ 番地

被告 株式会社Z銀行

右代表者取締役

Z

〔三四一丁左〕

右訴訟代理人

崎田 兼良

右當事者間ノ昭和十七年(ハ)第二四號建物登記ノ更正登記申請手續等請求事件
ニツイテ、當裁判所ハ次ノ通り判決スル。

主文

被告Yハ原告ニ對シ家屋臺帳上其ノ家屋臺帳面ノ
地番及床面積並ニ家屋明細ガ別紙目錄第二表ノ如クアル
ヲ別紙目錄第三表ノ如ク之ガ更正申告手續ヲナシ、且ツ
建物登記ノ表示ガ別紙目錄第一表ノ如ク登記シアルヲ別
紙目錄第三表ノ如ク之ガ更正登記申請手續ヲナスベシ。

被告株式会社Z銀行及被告Yハ原告ニ對シ

鉄肥區裁判所昭和八年九月三十日受附第五〇九(ハ)〔印(判事山下辰夫)〕號ニヨリ

〔三四二丁右〕

別紙目錄第一表ノ物件ニツキナサレタル根抵當權設定登
記及其ノ附記登記ノ各抹消登記申請手續ヲナスベシ。

訴訟費用ハ被告等ノ負擔トス。

事實

原告訴訟代理人ハ主文ト同趣旨ノ判決ヲ求め、其ノ請求ノ原因トシテ次ノ通
リ述べタ。

原告ハ被告Yガ御廳昭和十三年(ハ)第一一五號約束手形金請求事件ノ執行

カアル判決正本ニ記載シテアル約束手形金千圓ヲ支拂「拂」字手書ハナイカラ、其債權
デ本件建物ニ對シ強制競賣ノ申立ヲシヤウトシタトコロ、本件建物ハドンナ
事情ガアツタノカ、家屋臺帳上ハ別紙目錄第二表ノ通りニナツテ居ルノニ登
記簿上ハ別紙目錄第一表ノ通り記載シテアリ、其ノ上實際ノ建物ハ別紙目錄
第三表ノ通りデアツテ夫々違ツテ居ルカラ、其ノ手續ヲスルコトガ出來ナイ。

三四二丁左

ソコデ原告ハ被告Yニ對シ先ヅ家屋臺帳ト建物登記簿ニ記載シテアル
建物ト別紙目錄第三表ノ通り夫々更正シテ貫ヒタイノデアル。

次ニ被告Yハ被告株式會社Z銀行（以下單ニ被告銀行ト略稱ス
ル）ト貸越限度額ヲ金四千圓期限ヲ昭和十五年七月末日トスル當座貸越契約ヲ
締結シ、本件建物ニ對シ他ノ不動産ト共ニ飢肥區裁判所昭和八年九月三十日
受附第五〇九八號デ根抵當權設定登記ヲシタノデアルガ、其ノ後被告Yニ
對スル他ノ債權者ハ本件建物ト共ニ擔保ノ目的トナツテ居タ他ノ不動産ニ對
スル強制競賣ノ結果（御廳昭和十四年（又）第二三號不動産競賣事件）、被告銀行
ハ昭和十五年十二月三日其ノ債權額四千圓ト之ニ對スル利息損害金三百
十四圓五十五錢ノ配當ヲ受ケタノデ被告銀行ノ債權ハコト「ママ」ニ消滅シ、（被告
Yハ其ノ頃金四千二百三十五圓九十九錢五厘ノ剩餘金ノ還付ヲ受ケタ）
從ツテ兩被告ハ其ノ日本件根抵當權設定契約ヲ解除シタノデアル。

三四三丁右

シカシ其ノ設定登記ハ抹消ノ登記ヲシナイデソノマヽ「ママ」殘ツテ居ルタメ一般債
權者ハ權利實行ニ支障ヲ來シテ居ルノデアル。ソレデ原告ハ兩被告ニ對シ其
ノ抹消登記ノ手續ヲモ求メルタメ本訴ニ及ンダ次第デアル。

證據トシテ甲第一號證乃至第三號證ヲ提出シ、鑑定人今永哲夫ノ鑑定ノ結果
ヲ援用シタ。

被告銀行訴訟代理人ハ原告ノ請求ヲ棄却ストノ判決ヲ求メ、次ノ通り答辯シ
タ。

被告銀行ハ原告主張ノ事實ハ全部之ヲ爭ハナイ。然シ被告Yト被告銀行ト
ノ間ノ根抵當權設定（契約）「印（判事山下辰夫）」ハ昭和十五年十二月三日頃合意ノ上解除セラレ、
被告銀

行ハ其ノ頃被告Yニ對シ本件建物ニ對スル根抵當權設定登記ノ抹消登記手
續ニ必要ナ委任状其ノ他ノ書類ヲ交付シテオ「オ」字手書イタカラ、被告銀行ハ其ノ抹消
登記ハ既ニ濟ンデ居ルモノト思ツテ「キ」字手書タ。トコロガ被告銀行ハ本件訴狀ノ送

三四三丁左

達ヲ受ケテ初メテ其ノ抹消登記手續ガ濟ンデ居ナイコトヲ知ツタノデ、早速
被告Yニ其ノ抹消手續ヲスルコトヲ催告シ、昭和十七年六月九日頃更ニ抹
消登記手續ニ要スル委任状ヲ交付シタノデアル。ソレデ原告ノ本訴請求ニハ
應ズルコトハ出來ナイ。

原告ノ提出シタ甲號各證ハ夫々成立ヲ認メタ。

被告Yハ合式ノ呼出ヲ受ケタノニ拘ラズ本件ノ口頭辯論期日ニ出頭シナ
イシ、答辯書其ノ他ノ準備書面ヲモ提出シナイ。

理由

被告銀行ハ原告ノ主張事實ハ全部之ヲ認メルトコロデアリ、被告Yハ本件
口頭辯論期日ニ出頭シナイシ、答辯書其ノ他ノ準備書面ヲモ提出シナイカラ
原告主張ノ事實ハ被告Yハ之ヲ爭ハナイデ自白シタモノト看做スベキデア
ルソコデ當事者間ニ於テ爭ヒノナイ原告ノ主張事實ト當裁判所ガ眞正ニ成立シ

三四四丁右

タト認メル甲第二、三號證(被告銀行ハ成立ヲ認メル)、ソレニ鑑定人今永哲夫ノ鑑定ノ結果トヲ総合シテ考ヘルト、被告Yガ被告銀行トノ間ニ於テ債權限度額ヲ金四千圓、期限ヲ昭和十五年七月末日トスル當座貸越契約ヲ締結シ、被告Yハ其ノ所有ノ別紙目録第一表ニ記載シテアル建物(及「印(判事山下辰夫)」其ノ他ノ不動

産ニツイテ飲肥區裁判所昭和八年九月三十日受附第五〇九八號ニヨツテ根抵當權設定登記ヲシタトコロ、其ノ後被告Yノ他ノ債權者カラ右不動産ニ對スル(本件建物ヲ除ク)強制競賣ノ結果、被告銀行ハ昭和十五年十二月三日其ノ債額金四十圓ト之ニ對スル利息、「一」位置は右よりでなく行中央カ「損害金三百十四圓五十五錢ノ合計金額全

部ニツイテ配當ヲ受ケ、而カモ兩被告ハ其ノ日本件根抵當設定契約ヲ合意ノ上解除シタノニ拘ラズ其ノ設定登記ハソノマヽ「ママ」殘ツテ居ルノデアルガ、右登記簿上ノ建物ハ家屋臺帳ノ建物(別紙目録第二表ノ建物)ト同一ノモノデアルノニ其ノ地番ヤ構造等ハ違ツテ居ルヤウニナツテキルシ、ソレニ實際建ツテ

三四四丁左

居ル建物(別紙目録第三表建物デコレハ家屋臺帳ノ建物トモ一致シテキナイ)トモ夫々一致シナイデ、其ノ坪數ノ如キハ實際ノ建物ノ方ガ少ナイコトガ明カデアル。

ソモソモ、家屋税法ト同法施行規則(家屋税法第十六條、第十八條、第二十一條、同法施行規則第九條等「上記三つの」の「」の位置は行中央カ)ニヨルト、家屋臺帳ニ登録セラレタ家屋ニツイテ其ノ所在、「一」位置は行中央カ種類又ハ構造等ニ變動ガアツタトキハ家屋所有者ハ、其ノ

旨ヲ所轄稅務署ニ申告スルコトニナツテ居ルカラ、若シ家屋臺帳ニ誤謬ガアルトキハ建物所有者ハ其ノ更正ヲ申告スルコトガ出來ルコトハ論ヲ俟タナイ。

而シテ不動産登記法第九十一條、「一」位置は行中央カ第九十二條ニヨツテ建物ノ分合、其ノ申請書ニ家屋臺帳本ヲ添付スルコトヲ要シ、尚登記シテアル建物ニツイテ昭和十七年四月二十日(判事山下辰夫)「一日以後初ニ登記ノ申請ヲスル場合モ亦申請書ニ家屋

三四五丁右

臺帳本ヲ添付スルコトニナツテキル(昭和十七年法律第六十六號不動産登「登」字手書」記法中改正法律)。ソウ「ウ」字手書スルト家屋臺帳ト登記簿ノ記載ガ一致シナイバカリデ

ナク、實際ノ建物モ夫々違ツテキル場合其ノ建物ニ對シ競賣ノ申立ヲスルト

キハ、ドウ「ウ」字手書シテモ先ヅ家屋臺帳ノ方ヲ更正シ、其ノ次ニ更正シタ家屋臺帳本ヲ登「登」字手書記申請書ニ添付シテ建物登記ノ表示ヲ更正スル手續ヲ經テカラデナイ

ト、之ガ出來ナイコトニナル。尤モ建物ノ表示ヲ更正スルニツイテ其ノ坪數ノ減少スル場合抵當權ニ關スル登記ガアルトキハ、不動産登記法第九十三條第八十一條ニヨツテ其ノ登記名義人ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトノ出來ル裁判ノ謄本ヲ添付スルコトガ必要トサレテキル。

仍テ今本件ニツイテ之ヲ觀レバ、前敍認定ノ通り本件建物ハ家屋臺帳ト建物登記簿ソレニ實際ノ建物トハ夫々違ツテキテ、實際ノ建物ノ坪數ハ登記簿記載ノ坪數ヨリ少ナイノデアルカラ、原告ガ被告Yニ對スル約束手形金千圓

三四五丁左

ノ債權(本件債權ノ存在ニツイテハ當事者爭ヒナイモノト認メル)デ本件建物ニ對シ強制競賣ノ申立ヲシヤウトシテモ、前段説示ノ手續ヲ經ナイ限り現在ノマヽ「ママ」デハ其ノ申立ノ手續ガ出來ナイ譯デアル。

而シテ根抵當權設定登記ガ抹消サレナイデソノマヽ「ママ」殘ツテ居ルコトハ前敘認定ノ通りデアルカラ、若シ本件建物ガ競賣セラレ、競落人ニ於テ之ヲ競落シテモ後デ抹消ノ手續ヲシナクテハナラナイコトニナリ、之ガタメ費用ヲ要スルコトモアロウ「ウ」字手書シ又抹消ニ關スル訴訟デモ起キルオ「オ」字手書ソレガナイトモ限ラナイ

カラ、自然競落代金ノ低減ヲ來タシ一般債權者ヲ害スルヤウ「ウ」字手書ニナルノヲ免レナイ。

ソウシテ觀ルト原告ハ被告Yニ對シ別紙目錄第三表ノ通り家屋臺帳ノ更正申告手續ト建物登記ノ表示ノ更正登記手續トヲ求メ、尚ホ被告Yト被告銀行

行ニ對シ本件根抵當權設定登記及其ノ附記登記ノ「ノ」字手書各抹消登記手續ヲ求■印(判事山下辰夫)メ

三四六丁右

ルニツイテ法律上正當ノ利益ヲ有スルモノト解スルコトガ出來ル。

コノ點ニ關シ、被告銀行ハ被告Yニ對シ二回ニ亘ツテ本件根抵當權設定登「登」字手書

記ノ抹消登記ニ關スル書類ヲ交付シテアルカラ、原告ノ本訴請求ニ應ズルコトハ出來ナイト主張スルケレドモ、被告銀行ト被告Yトノ間ノ根抵當權設

定契約ハ既ニ昭和十五年十二月三日解除セラレ、而モ被告銀行ノ債權ハ全部

濟ンデ居ルコトハ被告銀行ノ認メルトコロデアル。シカシ根抵當權設定登記

ノ抹消登記ガ濟ンデキ「キ」字手書)ナイ限り、原告ハ本件抹消登記ノ手續ヲ求メル利益ヲ

有スルコトハ前段認定ノ通りデアルカラ、若シ被告銀行ガ被告Yニ對シ登

記抹消ニ關スル書類ヲ交付シテ居ルトシテモ、尚ホ被告銀行ハ原告ノ請求ニ

應ジ之ガ抹消登記手續ヲスル義務ガアルモノト解スルヲ相當トスル。左スレバ

被告銀行ノ右主張ハ採用スルニ足ラズ他ニ右認定ヲ覆ス資料ハナイ。

ヨツテ原告ノ本訴請求ハ理由アルモノト認メラレルカラ、訴訟費用ノ負擔ニ

三四六丁左

ツイテ民事訴訟法第八十九條、第九十三條第一項ヲ適用シ主文ノ通り判決スル。

歿肥區裁判所

判事 山下辰夫(印(判事山下辰夫))

三四七丁右

目錄(第一表)

〔後略〕

【山下口語体判決の例③】S15-17 ob1:404-405 yamashita kogo

簿冊表紙の表記:

『自昭和十五年一月至昭和十七年十二月 飢肥區裁判所 通常訴訟事件 裁判原本 (ハ)(ヘ) 保存 始期 昭和十八年一月 終期 永年』

罫紙: 「裁判用紙 裁判所」青

※資料のテキスト化にあたっては、可能な限り原文に忠実な字体を用いた。コンピュータ上での入力が必要な字体は、適宜新字体に改めた。プライバシーへの配慮から、原告はX、被告はY、その他当事者の人物名はA等の記号で表し、住所の一部は■とした。◇内は原文における補筆・見せ消し箇所に入れ替わるものとして書かれた語句。見せ消し箇所は語句の上に縦一本線を付した。□内は永澤による注記等。

〔四〇四丁右〕

〔欄外の印(昭和十七年十月五日判決言渡、昭和十七年十月五日原本交付、裁判所書記[印(森)D] [印(昭和十七年十一月四日送達、昭和〃年〃月十九日確定、裁判所書記 森昌治[印(森)C])

判決

宮崎縣南那珂郡■町■番地

原告 X

中華民國九江市■號

被告 Y

右當事者間ノ昭和十七年(ハ)第二七號貸金請求事件ニツイテ、當裁判所ハ次ノ通り判決スル。

主文

被告ハ原告ニ對シ金三百圓及ヒ之ニ對スル昭和十六年五月二十二日ヨリ右支拂濟ニ至ル迄年一割二分ノ割合ニ依ル金員ヲ支拂フベシ。

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス。

〔四〇四丁左〕

事實及理由

原告ハ主文ト同趣旨ノ判決ヲ求メ、其ノ請求ノ原因トシテ、原告ハ昭和十六年五月二十二日被告(ヘ)〔印(判事山下辰夫)〕對シ金三百圓ヲ利息月一分、辨濟期昭和十六年六月末日

ノ定メデ貸付ケタトコロ、被告ハ辨濟期ガキテモ右金員ヲ支拂ハナイカラ、原告ハ被告ニ對シ右金三百圓及之ニ對スル昭和十六年五月二十二日カラ右支拂濟マデ年一割二分ノ割合ニヨル利息、「一」位置は右よりでなく行中央損害金ノ支拂ヲ求メル次第デアルト述ベタ。

被告ハ合式ノ呼出ヲ受ケタノニ拘ラズ、本件口頭辯論期日ニ出頭シナイバカリデナク答辯書又ハ準備書面ヲモ提出シナイカラ、原告ガ主張スル事實ハ、被告ハ之ヲ争ハナイデ其ノ事實ヲ自白シタモノト看做シ、原告ノ本訴請求ヲ理由アルモノト認め、訴訟費用ノ負擔ニツイテ民事訴訟法第八十九條ヲ適用シテ被告ノ負擔トスル。

〔四〇五丁右〕

ソコデ主文ノ通り判決スル。

飢肥區裁判所

判事 山下辰夫[印(判事山下辰夫)]

【山口語体判決の例④】 S15-17 ob:406-407 yamashita kogo

簿冊表紙の表記:

『自昭和十五年一月至昭和十七年十二月 飢肥區裁判所 通常訴訟事件 裁判原本 (ハ)(ヘ) 保存 始期 昭和十八年一月 終期 永年』

罫紙: 「裁判用紙 裁判所」青

※資料のテキスト化にあたっては、可能な限り原文に忠実な字体を用いた。コンピュータ上での入力が可能でな字体は、適宜新字体に改めた。プライバシーへの配慮から、原告はX、被告はY、その他当事者の人物名はA等の記号で表し、住所の一部は■とした。◇内は原文における補筆・見せ消し箇所に入れ替わるものとして書かれた語句。見せ消し箇所は語句の上に縦一本線を付した。□内は永澤による注記等。

〔四〇六丁右〕

〔印〕昭和十七年十一月十五日送達、昭和17年11月25日確定、裁判所書記 穂積庄平〔印〕(穂積)

判決

鹿兒島縣贈嶺郡■町■番地

原告 X

宮崎縣南那珂郡■町大字■番地

被告 Y

全所同大字■番地

被告 Z

右當事者間ノ昭和十七年(ハ)第四三號土地所有權移轉登記申請手續並損害賠償請求事件ニツイテ、當裁判所ハ次ノ通り決定スル。

主文

〔四〇六丁左〕

本件ヲ宮崎地方裁判所ニ移送スル。

理由

本件訴状ニヨレバ本訴請求ノ趣旨ハ「被告吉助ハ原告ニ對シ別紙(一)號〔印〕(判事山下辰夫)「目録記載ノ土地(南那珂郡■町大字■字■番地田一畝三步外十三筆ノ土地)ヲ、被告Zハ原告ニ對シ別紙二號目録記載ノ土地(同所大字同字■番田六畝二十一歩外十六筆ノ土地)ヲ夫々自己名義ニ之ガ所有權移轉登記申請手續ヲナシ且ツ金五十圓ヲ右土地ノ割合ニヨツテ各自支拂フベシ。訴訟費用ハ被告等ノ連帶負担トス。」トノ判決ヲ求メルト謂フノデアツテ、其ノ請求原因ノ要旨ハ原告ハ昭和十六年一月二十三日被告等ト請求ノ趣旨ニ記載シタ土地ニツイテ夫々賣買契約ヲ締結

〔四〇七丁右〕

シタノデ、同年二月二十日右土地所有權移轉登記手續ニ必要ナ委任狀ト賣渡證ニ署名捺印シテ被告等ニ夫々之ヲ交付シ其ノ際原告ハ(右賣買代金トシテ)〔印〕(判事山下辰夫)「被告Zカラ金二千五百五十圓同Yカラ金二千九百七十四圓五十錢ヲ受取ツタノデアル。トコロガ被告等ハ何レモ自分名義ニ右所有權移轉登記手續ヲシナイデ放ツテオイタノデ、右土地ハ尚原告名義ニナツテキル閣係上、原告ハ昭和十七年度ノ超過所得税金七十圓ヲ賦課セラレテ損害ヲ蒙ツタカラ本訴請求ニ及ンダ次第アルト謂フ

ノデアル。
左スレバ本訴ノ目的ノ價額ハ金計〔印（判事山下辰夫）〕五千五百二十四圓五十錢デアツテ當裁判所ノ事物ノ管轄ニ屬シナイカラ民事訴訟法第三十條ニ則リ主文ノ通り決定スル。

〔四〇七丁左〕

昭和十七年十一月十二日

飢肥區裁判所

判事 山下辰夫〔印（判事山下辰夫）〕